

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
泉鳥取高等学校	令和４年度の財務諸表（貸借対照表）の建設仮勘定に、工事完了による引渡しが行われている下記の工事に係る金額が計上されたままとなっていた。 <table><tr><th>年度</th><th>契約件名</th><th>契約金額</th><th>未精算額</th></tr><tr><td>令和４年度</td><td>大阪府立泉鳥取高等学校便所手洗栓改修工事</td><td>935, 000円</td><td>910, 864円</td></tr><tr><td>同 上</td><td>大阪府立泉鳥取高等学校便所洋式化改修工事</td><td>1, 730, 520円</td><td>841, 857円</td></tr></table>	年度	契約件名	契約金額	未精算額	令和４年度	大阪府立泉鳥取高等学校便所手洗栓改修工事	935, 000円	910, 864円	同 上	大阪府立泉鳥取高等学校便所洋式化改修工事	1, 730, 520円	841, 857円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務諸表作成基準】 （固定資産の分類及び計上） 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 （7）建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。 【建設仮勘定取扱要領】 第４条 建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 ２ 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第５条 ２ 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 （3）建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。（以下略）
年度	契約件名	契約金額	未精算額											
令和４年度	大阪府立泉鳥取高等学校便所手洗栓改修工事	935, 000円	910, 864円											
同 上	大阪府立泉鳥取高等学校便所洋式化改修工事	1, 730, 520円	841, 857円											
措置の内容														
過年度の建設仮勘定精算は所属では行えないため、会計局会計指導課に修正を依頼し、本資産勘定への精算処理を行った。 また、資産となるものについては、公有財産台帳の修正を行った。 検出事項の原因は、建設仮勘定の精算処理について、担当者が正しく理解していなかったことにある。 再発防止に向けて、関係職員に対し建設仮勘定の精算処理について適切に実施するよう周知徹底するとともに、ＳＳＣ等で未精算案件の確認を定期的に行うことによりチェック体制を強化した。 今後は、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行う。														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和５年10月２日から令和６年１月31日まで）